

<別紙>

(仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)第20条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、相馬市玉野字スゲカリの丘陵上に対象区域面積131.20ヘクタール規模の大規模太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な林野の伐開と相当な地形の変更を想定しているが、現在、対象事業実施区域及びその周辺は阿武隈高地の山稜に連続して多くの希少野生生物の生息が確認される場所として、森林と開放空間が調和共存する多様性の高い自然環境が存在し、近接して複数の住宅等の分布もあることから、生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じることが予想されるため、森林の機能には二酸化炭素吸収だけではなく、同時に酸素と水の産出という非常に重要な役割があるという、大気環境の保全、物質の循環系の一員としての森林の機能を正しく理解した上で、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用するなど、事業実施による環境影響を最大限低減すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用すること。

(2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、その稼働中は、関係施設全てを含めて適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

(3) 本事業計画においては、計画施設として、太陽光パネル、パワーコンディショニングシステム、変電設備、系統連系先の送電線への接続設備等を設置する計画とのものであるが、基礎構造、配置、配線等を含めて構造設計等が十分に明らかにされていないため、構造設計図等を含めて、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価書(以下「評価書」という。)においては、それらの具体的な内容を明らかにすること。

(4) 計画施設稼働後に、日照による太陽電池モジュールからの反射光及び放射等による熱の発生により、生活環境及び自然環境への影響が相当程度及ぶおそれがあることから、これらに係る環境影響評価項目を新たに設定して、調査、予測及び評価をして、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(5) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受けるなどして、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置は確実に

実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお、これまでの関係地域住民等に対する説明の経緯、状況及び今後の計画について、事業者側において自主的に行ったもの及び行うものを含め評価書において具体的に説明すること。

- (6) 今後、本事業計画の内容を変更する必要性が生じて、当該変更により環境への負荷が増大するおそれが認められた場合には、事前にその環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、相当の環境保全措置を追加すること。

また、その事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な複数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっており、対象事業実施区域に極近接して複数の住宅が立地している事情もあることから、建設機械や車両から発生する窒素酸化物、粉じん等（以下「窒素酸化物等」という。）による影響の発生が懸念されるため、造成工事等の施工、工事用資材の搬出入等に伴い生じる窒素酸化物等については、当該地域の緩傾斜のある高原丘陵の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の関係地域は、現在、閑静な複数の住宅、田畑、多様な野生生物相その他自然環境等が共存調和している場所となっており、対象事業実施区域に極近接して複数の住宅が立地している事情もあることから、建設機械、車両、完成後稼働中の計画施設等から発生する騒音、振動、低周波音等（以下「騒音等」という。）による影響の発生が懸念されるため、造成工事等の施工、工事用資材の搬出入、完成後の計画施設の稼働等に伴い生じる騒音等については、当該地域の緩傾斜のある高原丘陵の地形や気象状況等を踏まえ、関係地域住民の生活、田畑、野生生物相その他自然環境等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。

なお、対象事業実施区域に極近接して複数の住宅が立地していることから、特に計画施設稼働中におけるパワーコンディショニングシステム等からの騒音等による影響の発生が懸念されるため、必要に応じて専門家の助言を受けながら対策の検討を加えるとともに、相当の事後調査の計画を策定して、それらの経過や計画等を評価書に具体的に記載すること。

4 熱の放射について

熱の放射については、設置を想定している太陽電池モジュール等の設計内容を踏まえ、関係部品等の仕様に基づいた根拠のある具体的な数字を用いた計算を追加して、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

5 地盤・土壌・水環境について

(1) 本事業計画を実施する前提として、対象事業実施区域の地質が比較的脆い火山礫凝灰岩から成立していることを踏まえて、その地盤の安定性について、現地でのボーリング調査結果等に基づいて、必要に応じて専門家の助言を受けながら具体的な数字で考察を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(2) 対象事業実施区域には複数の土砂災害危険箇所を含み、また危険溪流の改変を行う計画をしていることから、切盛土の勾配や構造物設置等の実施設計にあたっては、土砂災害防止を十分検討した計画とすること。

なお、土砂災害危険箇所や法指定地の有無に関わらず、地形の改変に伴い土砂災害のおそれがあることを十分に留意したうえで施工等の計画を立てること。

(3) 対象事業実施区域の下流は、多目的の利水源や漁業資源となっているものを含めて重要な水生生物の生息地となっていることから、本事業計画の実施に伴う土砂、濁水や汚水の周辺河川等への直接流出は、余裕のある規模の防災調節池、土砂流出防止柵等の設置及び適切な維持管理等により確実に防ぐこと。

また、それらの実施した対策が十分に有効に働いているか否か、事後調査の計画を策定して、それらの計画を評価書に具体的に記載するとともに、確実に実施すること。

なお、防災調節池、土砂流出防止柵等の設計については、最近の雨量の状況を踏まえ、安全性を優先的に確保するように検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(4) 工事中においては、相当量の掘削土の発生が予想されていることから、それらの一時的な保管は保管場所での保管を徹底するとともに、降雨等により土砂、濁水や汚水等が流出しないように、それらへの対策について検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

(5) 対象事業実施区域は、相馬市水道水源保護条例で定める水源保護地域内であり、関係地域住民は自然湧水や井戸水を飲料水等の生活用水として利用しているほか、下流域でも水道水として利用していることから、住民生活及び関係地域でのこれらの利水へ影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら確実に対策を実施すること。特に対象事業実施区域に極近接して複数の住宅が立地し、生活用水に湧出量が豊富でない自然湧水に依存しているところもあることから、本事業計画の実施に伴い当該湧水の水質、水量、水温等への影響の発生が懸念されるため、必要に応じて専門家の助言を受けながら対策の検討を加えるとともに、相当の事後調査の計画を策定して、それらの経過や計画等を評価書に具体的に記載すること。

6 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、阿武隈高地東側の山稜に連続する自然豊かな丘陵林野であり、多くの希少な野生生物種の生息が確認されていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生息への影響を最大限回避及び低減すること。

なお、一般に太陽電池モジュール表面が、水辺を好む野生動物等によって水面と誤認される可能性があることに注意すること。

- (2) 動物に係る現地調査について、昆虫類の生息に係り現実に実施した調査地点や踏査経路が南側に偏在して過少で不十分な調査結果となっているため、調査範囲全体的に調査地点と踏査経路を加えて追加実施すること。

なお、準備書に記載されている動物に係る予測及び評価結果については、予測対象種の個別に具体的な検討内容の説明を欠いているため、評価書において綿密なものとなるよう、説明を追加すること。

- (3) 本事業計画については、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、加えて多数の樹木が伐採されることにより旧来の丘陵林野が持っている水源涵養機能や当該林野内の湿度保持力が大きく低下したり、関係地域に分布する複数の谷筋へ濁水が流出する可能性等を否定できないため、生息環境に甚大な影響が生じることが予想される重要な哺乳類、魚類、両生類、昆虫、植物等について、まだその種同定や生息の実情の把握が出来ていないものについては、適季に卵囊や花の観察等の必要な調査を追加するとともに、移植を含む環境保全措置の検討を追加して、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

併せて、動植物・生態系に係り相当の事後調査の計画を策定して、それらの計画を評価書に具体的に記載するとともに、確実に実施すること。特に大規模な太陽光電源開発行為が関係地域に生息する重要な猛禽類や重要な水生生物の生息に甚大な影響を及ぼすことが強く懸念されるため、当該水生生物の生息に係る事後調査を綿密にするるとともに、当該猛禽類の生息に係る事後調査については、対象事業実施区域近傍にてその営巣が確認されるまで、最大5年間は継続すること。

- (4) 本事業計画の実施に伴う林野開発の対象範囲における補植や生じた法面等の緑化の計画については、使用する植物種等を含めて生態系の攪乱を最大限抑止するように対象事業実施区域及びその周辺に現在生育している植物の種子等に抛る等、それらの計画内容が十全になるように検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

7 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、自然豊かな山稜に接続して、霊山や相馬福島道路からも見渡せる場所となっているが、本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、

従来の丘陵林野の景観が大きく変貌することが予想されるため、植栽やその他環境緩衝帯の整備拡充を含む対策の検討を追加して、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域に極近接して複数の住宅が立地することから、計画施設完成前後の身近な視点場からの景観の変動について、必要に応じて専門家の助言を受けながらモニター写真を使った考察を追加するとともに、相当の事後調査の計画を策定して、それらの経過や計画等を評価書に具体的に記載すること。

8 反射光について

日照による太陽電池モジュールからの反射光については、設置を想定している太陽光電池モジュール等の設計を踏まえ、関係部品等の仕様に基づいた根拠のある具体的な数字を用いて計算を行い、それらの結果を評価書に記載すること。

9 廃棄物等について

- (1) 本事業計画の実施に伴い発生することが想定される伐木、建設廃材、残土等については、発生量とその抑制、処理方法等について、計画工作物の材質や耐久性を含めて検討を追加し、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。
- (2) 本事業計画を推進するに当たり、予め発電設備の関係機器や部品等の経年劣化を適切に想定して、それらの更新や廃棄処分の計画を策定して評価書に具体的に記載すること。

10 放射線の量について

相馬市は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（当時）福島第一原子力発電所事故に係る汚染状況重点調査地域として指定されていた経過があり、山林については除染が行われていないことから、本事業計画の実施に先立ち、あらためて発電機設置想定範囲や資材搬入用道路等の複数地点において放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）の測定を実施して、施工上の安全を確認すること。

なお、本事業計画の実施に伴い相当濃度の放射性物質が含まれる廃棄物等が発生した場合には、関係機関の指導等に基づき、当該廃棄物等を汚染の拡大がないように適正に処理すること。

11 文化財について

対象事業実施区域の周辺には、彦平遺跡等の周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、対象事業実施区域は広く未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事前に表面観察検査を綿密に実施することに加えて、遺物の表出の有無に注意しながら施工を進めるなど確実に対策を実施すること。

12 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、関係地域において多くの車両の運用を伴うことが想定されているため、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の工事中及び稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環

境回復措置等については、未来にも影響が及ぶことのないように綿密な検討を加えて、それらの結果を評価書に具体的に記載するとともに、それらの措置等を確実に実施すること。

- (3) 関係地域は、現在、農畜産業の盛んな地域であり、対象事業実施区域に近接して牧場や養鶏場が位置していることから、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含めて農作物の栽培、畜産業等に影響を及ぼすことのないようにすること。

また、対象事業実施区域は宇多川の源流域に当たり、河川を介した物質輸送を通じて、松川浦やその先の海域における漁業資源の育生と関わりが深いと考えられることに注意すること。

- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上